四中宣言

新座市立第四中学校の生徒全員は平等であり公平で、校則は、私達四中生の 将来のためにある。そして、一人ひとりが自由に学校生活を送る権利を持って いる。この自由とは、他人に悪影響を与えず、誰もつらい思いをしない範囲の ものである。何度も継続的に人を困らせる、深く傷つけることが起こってはな らない。自分以外にも一人ひとりが権利を持っていることを意識する必要があ る。

又、学校は様々なことを皆で学び、成長する場である。このことを忘れては ならず、自分や他人の活動を妨げる行為をしてはいけない。

最後に、私達は一人ひとり違う個性を持っている。容姿、性格、性別、思考などさまざまな違いを持っている。その一つ一つを認め尊重していくべきである。これを認めず、他人を傷つける「いじめ」は互いに許してはならない。

私達はここに、お互いを尊重し、権利を侵さないことを基本とし、生徒会活動をしていくと宣言する。

令和5年6月8日 生徒総会決議 第47代生徒会一同 493名

(1) 服装や持ち物等について

- ①制服は家計の経済状況に関係なく着ることができるため、本校指定の制服を正しく着 用する。
- ※スカート、スラックス、Yシャツ、ブラウスの着用を基本とするが、自分の判断で服装 (夏・冬スラックス、スカート、ブレザー、長袖・半袖 Yシャツ、ブラウス、ネクタイ、リボン)を決めてよい。組み合わせも個人の判断に委ねる。ただし、ブレザーを着用する際はネクタイ、もしくはリボンを着用することとし、行事や式典など、指定があった場合には、その指示に従う。
- ※スラックスには制服との色合いを考え、黒、紺、茶系のベルトを着ける。
- ②学習の場かつ公の場である学校において、スカート丈を一定の長さに保つことはマナーであるとともに、防犯上重要であると考える。よって、スカートは膝から下の長さとする。

- ③髪型は、健康状態が確認でき、表情が隠れない(視界の妨げにならない)ものとする。 注意点
- ・宗教的・民族的な理由(ドレッドヘアなど)については、個で対応することとする。
- ・ 染髪については多額が発生すること、髪や肌への影響が大きく、健康状態への悪化に も繋がってしまう危険性があることなどから禁止とする。
- ・通常時においては髪を結ぶ必要はないが、体育など体を動かす際や、授業にて先生の指示があった場合、給食時などにおいては、結べる長さになっている者は男女問わずゴム等でまとめる。(ゴムの色、ヘアピンの色・デザインは問わない。)
- ※飾りがついているものは活動の妨げになるため、不可とする。
- ④整髪料は学習に直接関係のあるものではないが、清潔感のある髪型にまとめる上で、必要だとする生徒もいる。一方、整髪料特有の強い匂いが苦手という生徒もいる。よって、学校での使用は匂いが強くないものでかつ、人に迷惑がかからないように使用する。授業中には絶対に使用しない。家で使ってくるのも構わないが、周りの生徒のことを考え、匂いに十分配慮する。
- ※スプレー式、ミスト式については、スプレー缶に充填されているガスによる事故の危険性や、周辺の人に飛散することなどから、その使用は認めない。
- ⑤登校時は、制服を正しく着用する。下校時については、体育、清掃、部活動などで体育者・ジャージに替えた場合は放課後の部活の有無に関わらずそのまま下校してもよい。着替えなかった場合は制服で下校する。

再登校時は制服または体育着・ジャージ、部活動の服装とする。

- ⑥ネクタイやリボンを付ける時には、第1ボタンまでのすべてのボタンを留める。 Yシャツ、ブラウスの下には体育着を、ズボン、スカートの下にはハーフパンツ を着用する。 長袖半袖に関わらず、Yシャツ、ブラウスのみの場合は第1ボタンをあけた状態で、ネクタイ、リボンはつけなくても良い。
- ※更衣室は設置していないため、着替えは、男女ともに教室で行う。
- ⑦靴下、ニーハイ、ストッキングの色は問わない。制服の色に合うものを推奨するが、 柄含め何を着用するかは個人の判断に任せる。
- ※式典の際は、黒、紺、白とする。
- ⑧防寒用として認めるもの:ベスト、セーター(Vネック・Uネック)、カーディガン、マフラー、手袋、コート、ネックウォーマー、長袖のインナー、タイツとする。※ベスト・セーター・カーディガン:黒、紺、ベージュ、茶、グレー、白とする。

また廊下など、校内であればブレザーを着用せずセーターを着用しても構わないが、 学校外では、セーターを着用する場合はブレザーを上に着用する。

- ※インナー:ハイネックなし。色の指定なし。襟元から見えないように着用をする。
- ※コート:色は黒、紺、ベージュ、茶、グレー、白とする。種類は指定しない。
- ※ウィンドブレーカーも防寒用として着用して良い。制服の下、ジャージの上に着用するのも許可する。ただし、原則部活動で購入したものとし、ない場合は個人で購入したものを使用する。また、その他授業にて先生の指示があった場合はそれに従う。
- 9帽子は基本的に登下校時のみ着用しても良い。色は自由。
- ⑩上履きは、本校指定のものを履く。学年の生徒が同じものを使うので、分かりやすいところにしっかり 記名をする。
- ⑪靴は、運動に適したもの(色の指定なし)。マジックテープ等でも構わない。
- ⑫ピアスは耳に穴を開けるという行為自体、体にとって良くないものであること(細菌が体に入る恐れが ある)、落としたときに危険性があることなどから許可しない。
- ⑬バッグは、本校指定のものを使用する。目印の代わりになるものを付けてもよい。

(2)季節や気温に応じた服装について

通年で季節や気温に応じて、自分の判断で服装(夏服、冬服、長袖 Y シャツ・ブラウス)を決めてよい。ただし、行事や式典など、指定があった場合には、その指示に従う。

(3)登下校

8:30の登校チャイムが鳴る前までに制服で登校する。安全確保のために、 登下校途中に、寄り道をしない。

※出欠確認は、チャイムが鳴る前までに、荷物をロッカーに入れ、制服で、着席をする。

できていない場合は、遅刻となる。

(4) その他

学校生活に必要なもの以外は、持ってこない。

(金銭、雑誌・漫画・携帯電話・機械類・化粧品・菓子等)

①携帯電話やスマートフォン等、不要物を持ってきた場合は、学校で預かり、 保護者に引き取りにきてもらう。

- ②集金があった場合には、登校後、速やかに担任や部活動顧問に手渡す。
- ③同じ用品、用具等を使うことがあるので、所持品には、必ず記名をする。 持ち物は、自己管理をし、紛失を避けるために、原則、貸し借りは避ける。

(5) 届け出

欠席・遅刻・早退・忌引き等は、電話連絡または、生徒手帳によって届け出る。

- ※電話連絡の際は、原則として8:00~17:00の間にお願いします。
- 土、日、祝日は、終日自動音声による応答となります。

令和5年10月30日 臨時生徒総会決議